

情報公開・個人情報保護審査会第1部会開催記録

- 1 日時 令和7年12月12日（金）13：15～15：30
- 2 場所 情報公開・個人情報保護審査会第3会議室
- 3 出席委員 中里智美部会長、中村真由美委員、木村琢磨委員（Web会議システムによる出席）
- 4 議事の項目等
 - (1) 事件名：令和7年（行情）諮問第1338号「行政文書ファイル「開示決定等」の一部開示決定に関する件」
諮問序：法務大臣
調査審議の内容：上記新規諮問事件につき審議
 - (2) 事件名：令和7年（行情）諮問第772号「防衛省の令和7年度予算関連法案の法案審査に関する応接録等の一部開示決定に関する件（文書の特定）」
諮問序：内閣法制局長官
調査審議の内容：上記諮問事件につき審議
 - (3) 事件名：令和6年（行情）諮問第1100号「「国力・国情等」に該当する文書の一部開示決定に関する件」
諮問序：防衛大臣
調査審議の内容：上記諮問事件につき調査審議
 - (4) 事件名：令和7年（行情）諮問第390号「職員事故報告の一部開示決定に関する件」
令和7年（行情）諮問第421号「職員事故報告の一部開示決定に関する件」
諮問序：法務大臣
調査審議の内容：上記諮問事件につき、情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令2条1項に基づき併合の上、調査審議
 - (5) 事件名：令和6年（行情）諮問第1363号「「不感地域の集落ごとのエリア化に関する計画」等の一部開示決定に関する件」
諮問序：総務大臣
調査審議の内容：上記諮問事件につき調査審議
 - (6) 事件名：令和7年（行情）諮問第352号「普天間飛行場における航跡調査の結果の開示決定に関する件（文書の特定）」
諮問序：防衛大臣

調査審議の内容：上記諮問事件につき審議

(7) 事件名：令和7年（行情）諮問第353号「普天間飛行場における航跡
調査の結果の開示決定に関する件（文書の特定）」

諮問庁：防衛大臣

調査審議の内容：上記諮問事件につき審議

(8) 事件名：令和7年（行情）諮問第354号「普天間飛行場における航跡
調査の結果の開示決定に関する件（文書の特定）」

諮問庁：防衛大臣

調査審議の内容：上記諮問事件につき審議

(9) 事件名：令和7年（行情）諮問第355号「普天間飛行場における航跡
調査の結果の開示決定に関する件（文書の特定）」

諮問庁：防衛大臣

調査審議の内容：上記諮問事件につき審議

(10) 事件名：令和7年（行情）諮問第356号「普天間飛行場における航
跡調査の結果の開示決定に関する件（文書の特定）」

諮問庁：防衛大臣

調査審議の内容：上記諮問事件につき審議

(11) 事件名：令和7年（行情）諮問第357号「普天間飛行場における航
跡調査の結果の開示決定に関する件（文書の特定）」

諮問庁：防衛大臣

調査審議の内容：上記諮問事件につき審議

(12) 事件名：令和7年（行情）諮問第358号「普天間飛行場における航
跡調査の結果の開示決定に関する件（文書の特定）」

諮問庁：防衛大臣

調査審議の内容：上記諮問事件につき審議

(13) 事件名：令和7年（行情）諮問第359号「普天間飛行場における航
跡調査の結果の開示決定に関する件（文書の特定）」

諮問庁：防衛大臣

調査審議の内容：上記諮問事件につき審議

(14) 事件名：令和7年（行情）諮問第360号「普天間飛行場における航
跡調査の結果の開示決定に関する件（文書の特定）」

諮詢庁：防衛大臣

調査審議の内容：上記諮詢事件につき審議

- (15) 事件名：令和7年（行情）諮詢第361号「普天間飛行場における航
跡調査の結果の開示決定に関する件（文書の特定）」

諮詢庁：防衛大臣

調査審議の内容：上記諮詢事件につき審議

- (16) 事件名：令和7年（行個）諮詢第131号「本人に係る保有個人情報
の不開示決定に関する件」

諮詢庁：検事総長

調査審議の内容：上記新規諮詢事件につき審議

- (17) 事件名：令和7年（行個）諮詢第244号「本人に係る起訴年月日等
の情報の不開示決定に関する件」

諮詢庁：検事総長

調査審議の内容：上記新規諮詢事件につき審議

- (18) 事件名：令和7年（行個）諮詢第26号「本人が行った難民の認定を
しない処分に対する審査請求に係る文書の一部開示決定に関する件」

諮詢庁：出入国在留管理庁長官

調査審議の内容：上記諮詢事件につき調査審議

- (19) 事件名：令和7年（行個）諮詢第27号「特定日に本人が行った難民
認定申請に係る文書等の一部開示決定に関する件」

諮詢庁：出入国在留管理庁長官

調査審議の内容：上記諮詢事件につき調査審議

- (20) 事件名：令和7年（行個）諮詢第72号「本人の診療録（特定刑事施
設保有）の不開示決定（不存在）に関する件」

諮詢庁：法務大臣

調査審議の内容：上記新規諮詢事件につき審議

[文責：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局]